

鶴岡市市民農園 利用にあたって



◎ 栽培できるものは野菜類と草花のみです。樹木、竹等の栽培には使用できません。

1 区画の境界は、歩ける程度の余裕をつけて作付けを！

2 早朝のおしゃべりは、控え目に！

早朝の静寂な中での声は響きます。周辺住民の騒音とならないようにしましょう。

3 周辺の迷惑とならないよう区画内の除草はこまめに！

通路は共有地です。協力して除草をする等、周辺環境の整備にも配慮をお願いします。

4 野焼きやゴミの放置は絶対にやめてください！

持ち込んだ資材・作物・野菜くず・除草した雑草・ゴミ等は燃やさずに各自の責任において必ず持ち帰ってください。

5 迷惑駐車はやめましょう！

基本的に農園には駐車場・水道（城北町農園・切添C農園・民田味土里農園を除く）はありません。工夫しながら、節度ある対応をお願いします。

6 毎年、冬の前には区画内、周辺の清掃を！

越冬野菜を除き、来年の作付けに備え、区画内をきれいにしましょう。

なお、3年目は最終年となりますので、契約終了（12月31日）までに必ず作物やゴミ、資材等は全て撤去願います。

- 他の入園者や周辺住民に迷惑にならないよう、マナーを守り、お互いが気持ちよく利用できるように心配りをお願いします。
- 農園の利用に関することは、設置者の方へご相談ください。
- 「契約書」と「鶴岡市市民農園設置・運営要領」をご確認ください。



みんなでルールを守って 楽しく！ 美味しく！ 農業体験！